

小作争議



* 県庁戦前A農業106~129「昭和四年度小作争議一覧」ほか

解説

第一次世界大戦後の不況の中、世界的なデモクラシー思想の流入をきっかけに、民衆運動が大きく発展しました。

都市部では労働条件の改善を求めた労働運動、農村部では小作料の引き下げや耕作権の確立をめざす小作争議が激増しました。

また、「四民平等」とされた近代社会にあって、長年にわたり多くの差別に苦しめられてきた被差別部落の人々は自らの力で解放に向けて立ち上がり、全国水平社を結成しました。さらに、女性の社会的地位の向上をめざす女性解放運動も広がりました。

写真は当館所蔵の小作争議に関する簿冊の一部です。一つ一つの案件ごとに調書が作られ、調停の状況が記録されたものが、年度ごとにまとめられています。

県内における小作争議は日露戦争前後からみられますが、階級闘争的な小作争議が起ったのは1922（大正11）年以降のことです。小作組合の結成と軌を一にし、小作組合の設立が早かった当時の都濃郡や佐波郡で、多くの小作争議が発生しました。1924（大正13）年に「小作調停法」が制定され、当事者の申し立てを待って調停を実施することとなりましたが、調停委員会は地主の委員が多かったため、調停を利用して小作人を強圧するようになりました。長引く不況とあいまって、県下の小作争議は深刻化していきました。

* 身分や財産による差別のない普通選挙権の獲得は、さまざまな社会運動の共通の要求でした。普選運動の結果、1925（大正14）年に男子普通選挙制が実現しました。当館には、1928（昭和3）年に行われた最初の衆議院議員普通選挙の開票結果の新聞記事が残っています。当時の首相は田中義一でした。（田中義一文書310）